

政令第 号

水防法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、水防法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十一号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

水防法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十九年六月十九日とする。

理由

水防法等の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。